
男女共同参画に関する基本計画について

< 答 申 書 >

平成 17 年 1 月

千葉市男女共同参画審議会

はじめに

千葉県男女共同参画審議会は、「千葉県男女共同参画ハーモニー条例」に基づき、条例の施行と同じく平成 15 年 4 月に発足しました。この審議会は、すべての市民が、男女の別なく個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保されるとともに、責任を分かちあう男女共同参画社会の実現を目指し、市長の附属機関として設置されました。基本計画その他の男女共同参画社会の形成に関する重要事項や施策の実施状況について調査審議し、市長に意見を述べる役割を担っています。

当審議会では、平成 16 年 8 月に市長から「男女共同参画に関する基本計画について」諮問を受け、約半年間にわたり審議を重ねてまいりました。この答申は、その結果を報告するものです。

審議にあたっては、条例第 7 条と第 8 条に基づき、8 つの基本目標を設定した上で、それぞれの分野について、千葉市の現状と課題の把握に努めました。また、千葉市の上位計画である「ちば・ビジョン 21」の最終年度と同じ、平成 27 年度における市の将来像を見据え、さらには、現行計画である「ハーモニープラン 21」の成果を踏まえ、施策の方向性や留意すべき点等について検討いたしました。

この答申では、基本計画の策定にあたって、一人ひとりが主体的に男女共同参画に取り組もうとする意識の浸透を図るとともに、市、市民、事業者等の協働と連携を促進するものとなるよう、「計画策定の視点」を 2 つ提案しています。また、市民からの要望が強く、緊急性の高い課題に先行して取り組むよう、「重点的に取り組むべき施策」を設けることも提案しました。

なお、平成 27 年度までの長期計画であることから、継続的に施策の評価を実施し、随時見直しを行う必要があります。策定時点の計画で満足することなく、計画の推進状況と千葉市を取り巻く環境の変化にあわせ、柔軟に対応できる計画であることが肝要です。

当審議会では、市民の皆様からお寄せいただいた様々な分野にわたる貴重なご意見・ご提案が最大限活かされた答申となるよう、慎重に議論を進めてまいりました。今後、この答申の趣旨を十分に反映した基本計画が策定され、千葉市の男女共同参画社会の形成が促進されることを大いに期待しております。

平成 17 年 1 月 31 日

千葉県男女共同参画審議会
会長 鈴木 庸夫

目 次

第1章 答申にあたり	1
1 . 答申の背景と経緯	1
2 . 計画策定にあたり留意すべきこと	2
第2章 計画の基本的考え方	4
1 . 目的	4
2 . 位置づけ	4
3 . 計画期間	4
4 . 基本理念と基本目標	5
5 . 重点的に取り組むべき施策	7
6 . 施策の体系	9
7 . 計画の推進	10
第3章 各論	11
1 . 男女平等と人権の尊重	11
2 . 政策決定の過程における男女共同参画の推進	15
3 . 教育の分野における男女共同参画の推進	17
4 . 雇用の分野における男女共同参画の推進	19
5 . 自営の商工業や農林水産業の分野における男女共同参画の推進	22
6 . 家庭生活と職場や地域の活動等を円滑に行えるような支援	24
7 . 男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援	28
8 . 生涯にわたる心身の健康と性に関する理解への支援	30

参考資料

第1章 答申にあたり

1. 答申の背景と経緯

男女共同参画社会の形成に向けた取り組みは、女性の地位向上を目指した国際社会の動きから発展したものです。

国際社会では、国際連合が昭和50年に「平等、開発、平和」を目標とする「国際婦人年」を提唱し、さらに昭和51年から昭和60年の「国連婦人の十年」、昭和54年の「女子差別撤廃条約」の採択などを通じて、世界的な機運が高まり、各国の取り組みに広がっていきました。

このような世界的な流れの中で、日本でも、昭和50年に「婦人問題企画推進本部」を設置し、その後、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みが進められてきました。現在では、「男女共同参画社会基本法」(平成11年法律第78号)を中心に、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下、「男女雇用機会均等法」という。)や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「配偶者暴力防止法」という。),「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」など法制度が拡充されるとともに、内閣府に男女共同参画局が設置されるなど推進体制が強化されています。

千葉市においては、昭和62年の「千葉市婦人問題研究班」の設置に始まり、平成3年には「ちば女性計画・ハーモニープラン」、平成13年には「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン21」(以下「ハーモニープラン21」という。)を策定し、さまざまな施策を展開してきました。平成11年には、男女共同参画を推進する活動拠点として「千葉市女性センター」を開設し、調査研究や情報収集提供、相談、研修・学習、交流事業の機能を果たしています。

しかし、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として根強く、男女共同参画社会の形成には、解決すべき問題が今なお存在します。また、少子・高齢化の進行、ライフスタイルや家族形態の多様化、女性の社会進出、労働市場の流動化、市民活動の活性化、情報化の進展などの社会経済環境の急速な変化にも対応していく必要があります。

このような状況を踏まえてより一層の取り組みを推進するために、千葉市では、平成15年4月1日に「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」(以下「条例」という。)を施行し、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念と市、市民、事業者の役割を明確にしました。また、男女共同参画社会の形成に関する施策や、市民や事業者の取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、市長が基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定することが定められました。

千葉市では、この基本計画の策定に向けて、平成 15 年度に「千葉市男女共同参画社会に関する調査」(以下「市民意識調査」という。)を実施し、男女の平等感や固定的性別役割分担意識、男女共同参画を推進するために重要な取り組みなど、千葉市の現状や課題を把握・整理しました。また、当審議会では、平成 16 年 9 月に市民意見を募集し、市民の皆様の生の声に触れることができました。この答申は、千葉市の現状を統計的に分析し、市民の皆様のご意見を参考にしながら、審議を重ねた結果をまとめたものです。

2. 計画策定にあたり留意すべきこと

千葉市では、市民意識調査の結果、家庭生活や職場、地域社会、政治の場など様々な分野で、男性が優遇されていると考えている人が依然として多いことがわかりました。

また、「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方や「女性は出産や育児期に仕事を一度退職した後、再就職するのが望ましい」という考え方、いわゆる固定的な性別役割分担意識が強く、女性の労働力率が全国平均と比べても低いという現状を反映しています。このような意識は、特に男性に強くみられ、平成 11 年度に実施した調査と比べても、女性は固定的な役割分担意識に反対する人が増えた一方、男性の意識にはあまり変化がみられませんでした。

その一方で、男女とも 5 割以上の方が「男女平等や男女共同参画について関心がある」と回答しており、関心を持っている男性は決して少なくないことも調査では示されています。

このような千葉市民の意識の特徴や、各種統計資料から示される現状と課題、いただいた市民意見などを踏まえ、男女共同参画の取り組みを総合的かつ計画的に推進するために、次の 2 つの点に留意した計画策定を期待します。

(1) 共同参画意識

「共同参画意識」とは、男女が互いを尊重し、ともに喜びと責任を分かちあおうとする意識のことです。

市民意識調査の結果では、固定的な性別役割分担意識が特に男性にみられる一方、男女共同参画に関心を持っている男性は 5 割を超えています。

平成 11 年の「男女共同参画社会基本法」の制定後、男女共同参画の施策を女性だけの問題としてではなく、男性も含めた問題として捉える傾向が強まりました。千葉市のハーモニープラン 21 においても、対象は女性だけに限っていませんでしたが、新しい基本計画では、男女一人ひとりが「共同参画意識」を持てるよう、男性向けの施策や男女がともに参加できる施策の、より一層の充実を望みます。

(2) 協働と連携

「協働」とは、市、市民、事業者が男女共同参画社会の形成という同じ目的の達成に向け、基本理念を共有し、それぞれが対等な立場で力を合わせて、自発的、主体的にそれぞれの役割を果たすことで、条例の重要な理念の一つです。「連携」とは、互いに連絡をとりあい、一緒に物事に取り組むことを指し、「協働」よりも緩やかな概念です。

近年では、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど、個人や一組織だけでは解決が難しい問題が増えています。また、このような問題は、千葉県だけが突出して取り組んでいけば万全という性格のものではなく、私たち一人ひとりの、また各事業所や団体の、国、県、他自治体の、自主的な取り組みと相互の協力 - 「協働と連携」 - が必要です。

新しい基本計画では、市、市民、事業者が自らの意思と相互の協力により「協働」して取り組むとともに、国や県、他市町村、NPO、各種団体等との幅広い「連携」を促進するものとなるよう、期待しています。

NPO：民間非営利組織。保健福祉の増建、社会教育の推進、まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、人権擁護、国際協力などの活動を行う。

第 2 章 計画の基本的考え方

1 . 目的

計画の目的は、千葉市が、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、取り組むべき課題や今後の施策の方向性を明確にすることです。

2 . 位置づけ

新しい基本計画の位置づけは、以下のとおりです。

第一に、条例第 9 条に基づいた最初の基本計画になります。そのため、条例の基本的な考えに基づいた計画を策定する必要があります。

第二に、「ハーモニープラン」、「ハーモニープラン 21」に次ぐ、千葉市の第三次計画になります。

「ハーモニープラン 21」では、平成 11 年に開館した千葉市女性センターの機能を活用して、相談事業の充実等さまざまな施策を展開してきました。さらに、関係機関の連携を強化したほか、事前協議制度の導入により附属機関等委員の女性割合を高めるなどの成果もみられました。

このような取り組みの成果を踏まえた上で、新たな課題にも対応できるような計画とする必要があります。

第三に、「男女共同参画社会基本法」の第 14 条 3 項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたることから、千葉市の特性を考慮するとともに、国や千葉県における男女共同参画計画とも整合した計画とすることが求められます。

そしてこれらのことに加えて、計画の策定にあたっては、市民意識調査や各種統計資料などを踏まえ、千葉市の上位計画や他分野の計画とも整合性を図ることが必要です。

3 . 計画期間

千葉市の上位計画である「ちば・ビジョン 21」の最終年度である平成 27 年度に合わせ、計画期間は平成 17～27 年度の 11 年間と想定します。上位計画との整合性を図ることにより、男女共同参画社会の形成に向けた基盤整備の着実な推進を目指します。この間、社会の変化や計画の推進状況にあわせ、随時見直しを行うものとします。

4 . 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

新しい基本計画は、条例に基づいて策定する初めての基本計画であることから、条例の理念を踏襲するのが相応しいと考えます。千葉市における男女共同参画社会の形成に向けて、条例第3条に制定されている7つの基本理念に沿った施策の展開を図ります。

基本理念1 男女の人権の尊重〔条例第3条(1)〕

性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重されること

基本理念2 男女の自立と多様な生き方の選択〔条例第3条(2)〕

男女がともに自立し、自らの意思で多様な生き方を選択できること

基本理念3 市、市民、事業者の協働〔条例第3条(3)〕

市、市民、事業者が、自らの意思により協働して男女共同参画に取り組むこと

基本理念4 意思決定の場への平等な参画〔条例第3条(4)〕

あらゆる分野の意思決定の場に、男女が対等な構成員として参画できること

基本理念5 家庭生活と社会生活の円滑な運営〔条例第3条(5)〕

家庭生活と社会生活を円滑に行い、家族の一員としての役割を果たせること

基本理念6 生涯にわたる心身の健康〔条例第3条(6)〕

妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること

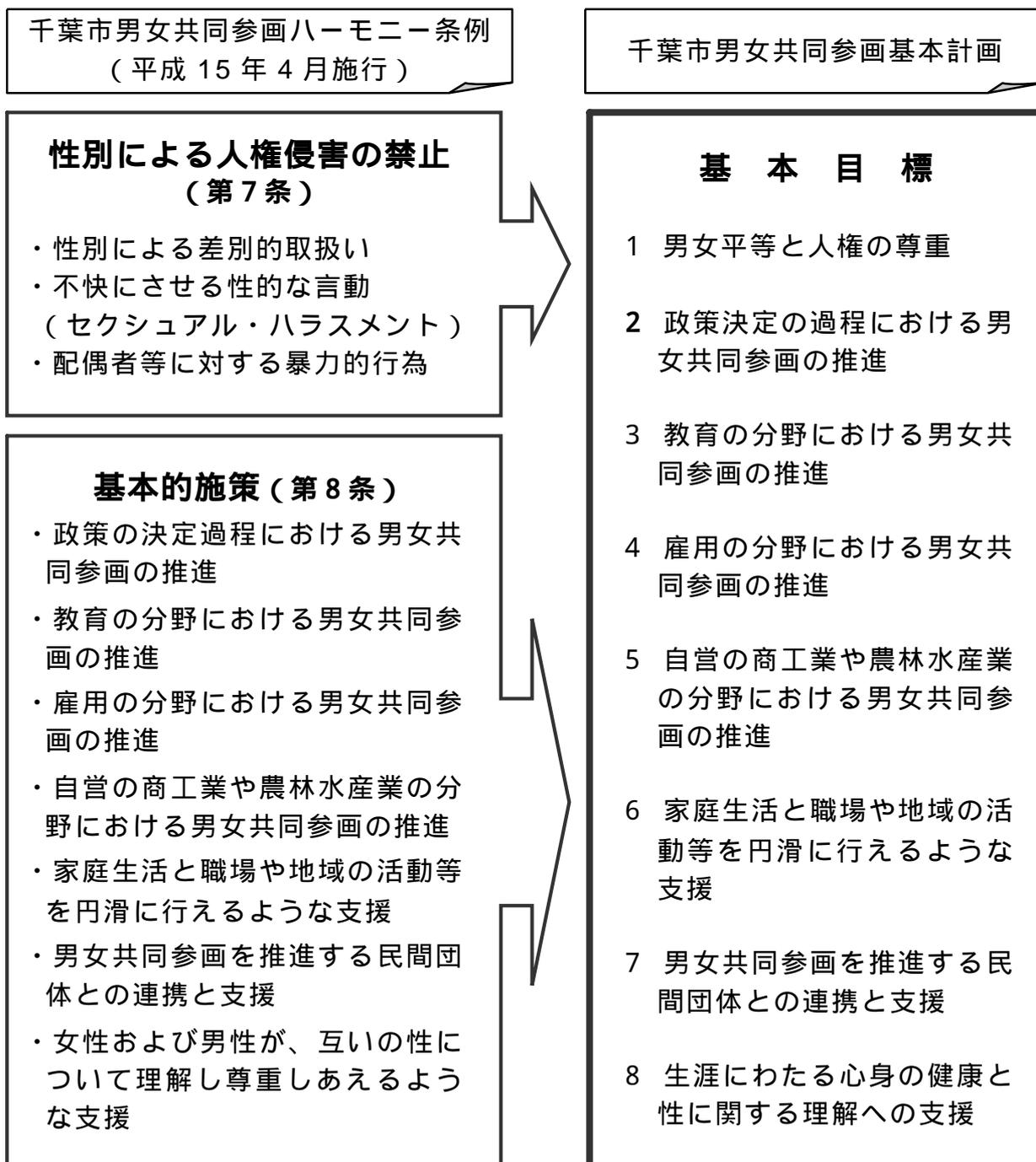
基本理念7 国際的協調〔条例第3条(7)〕

男女共同参画社会の形成が、国際的な理解と協力の下に推進されること

(2) 基本目標

基本目標は、基本計画における施策体系の柱です。

条例では、第7条に「性別による権利侵害の禁止」、第8条に7つの「基本的施策」を掲げていることから、これら条例に定められた施策の基本的考え方に基づいて、本計画の基本目標を次の8つにしたいと考えます。



5. 重点的に取り組むべき施策

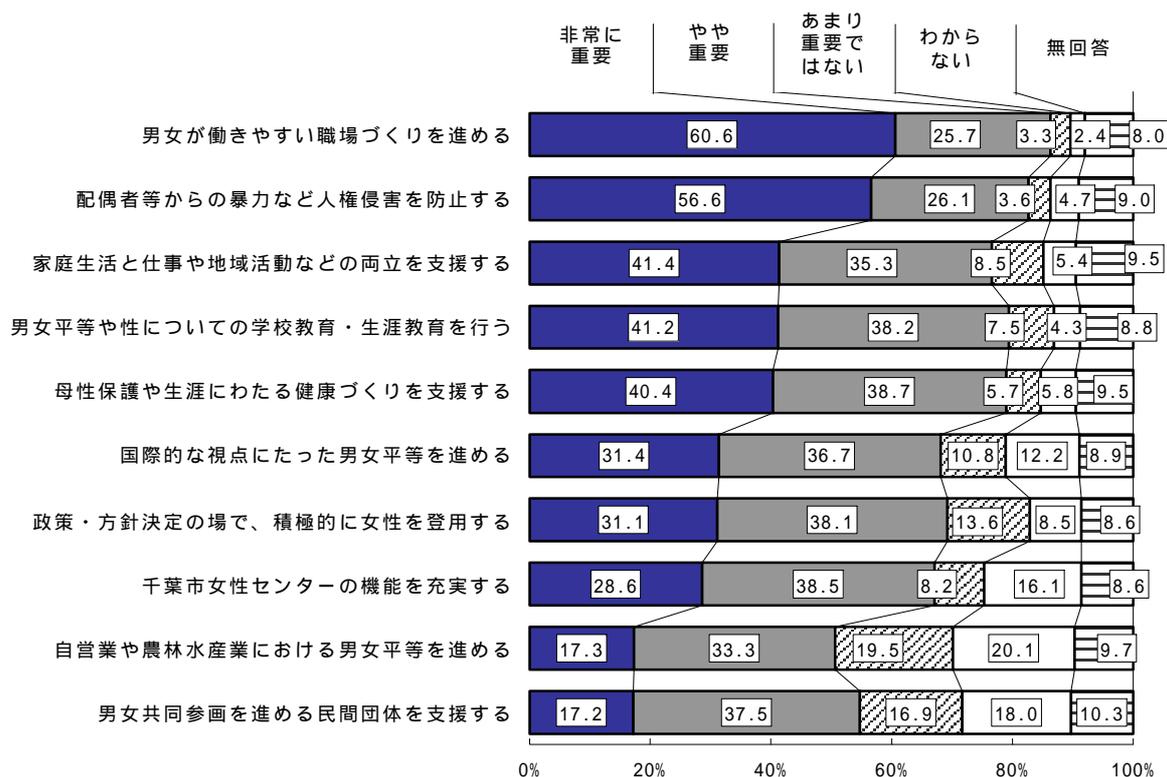
男女共同参画社会の形成に向けた取り組みは、ある特定の分野だけに限らず、様々な分野において推進することが求められます。同時に、市民から必要とされている課題、緊急性の高い課題については、先行して取り組むことも必要です。そこで、新しい基本計画では、以下のとおり、重点的に取り組むべき施策を設定することを提案します。(次項「施策の体系」に示しています。)

男女ともに働きやすい職場づくり
性別による人権侵害の防止
「千葉市次世代育成支援行動計画(仮称)」と「千葉市ひとり親家庭あんしんプラン」に関連する施策

〔 と の設定理由〕

市民意識調査によると、市民が千葉市に期待する役割として、「男女が働きやすい職場づくり」と「配偶者等からの暴力など人権侵害の防止」が上位2項目となっていることから、重点的に実施する施策と位置づけます。

男女共同参画をすすめるために重要なこと

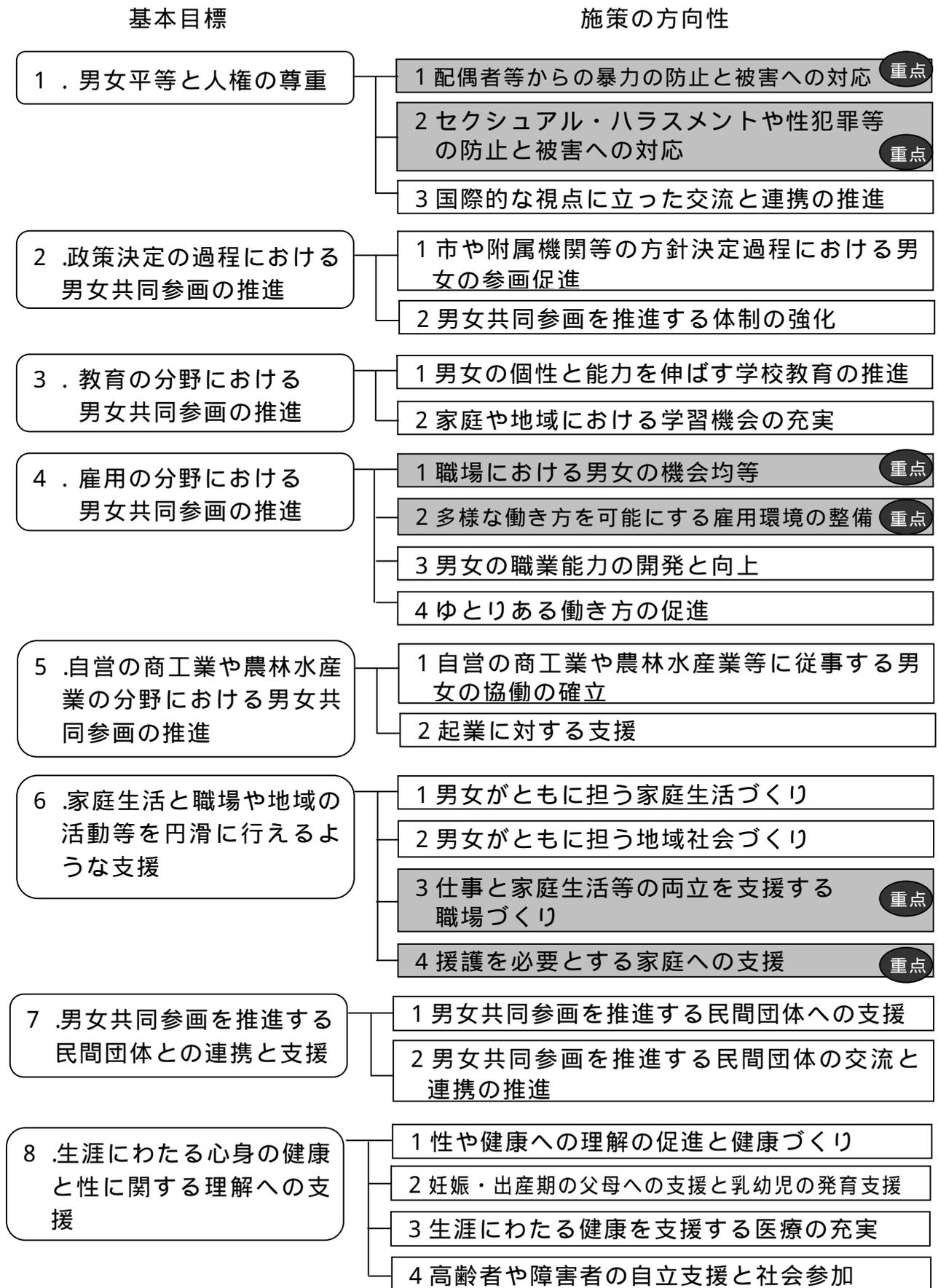


資料)「千葉市男女共同参画社会に関する調査」(平成16年3月)

〔 の設定理由〕

本計画とほぼ同時期に策定される、少子化対策の推進を目的とした「千葉市次世代育成支援行動計画（仮称）」と、母子家庭や父子家庭等の自立支援を目的とした「ひとり親家庭あんしんプラン」（平成 16 年 8 月策定）は、男女共同参画と密接に関連する他部局の関連計画であることから、重点的に実施する施策と位置づけます。

6. 施策の体系



7．計画の推進

千葉市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために、次の5点を提案します。

第一に、計画を策定し実行する過程において、継続的な評価、見直しを行うことです。この循環の仕組みがあることで、施策の実効性を高めるとともに、新たな課題への対応につなげることができます。そこで、千葉市の男女共同参画の推進状況を適切に把握するために、定量的及び定性的な指標を可能な範囲で設定し、取り組みの成果が市民や事業者にわかりやすいものとするのが大切です。

第二に、計画の推進状況についてより多くの人に理解していただくため、わかりやすい表現を用い、様々な手段を通じて公表することです。既に述べたとおり、指標や数値目標を活用するほか、専門用語をできるだけ排除し平易な言葉を使用すること、図やグラフを用いることなど、わかりやすさを追及してほしいと考えます。また条例第11条では、市長が毎年度、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について報告書を作成し、公表するとありますが、報告書だけでなく、できる限りの様々な手段を用いて公表し、より多くの人目に触れるようにすることが必要です。

第三に、市役所内の取り組みをより全庁的な取り組みとするため、男女共同参画の推進体制を整備することです。男女共同参画の取り組みは、あらゆる分野を横断して行うべきものであり、男女共同参画課や拠点施設である千葉市女性センターだけが行うものではありません。そこで、市職員の男女共同参画意識を高め、千葉市のあらゆる施策に男女共同参画の視点が盛り込まれることが必要です。

第四に、千葉市自らが率先して男女共同参画の推進に取り組むことです。千葉市が市民や事業者に対し、男女共同参画の推進を呼びかけるだけでなく、市女性職員の登用の促進、職員に対する積極的な両立支援の推進などに取り組み、市民や事業者の模範となるのが大切です。市役所の内部から男女共同参画を推進する環境を整備することで、市民や事業者等の取り組みを牽引する役割を果たしてほしいと考えます。

第五に、男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するために、千葉市の現状や課題、施策等を積極的に周知して、市民や事業者の理解を深めるのが大切です。また、市民や事業者の主体的な取り組みを支援し、さらなる協働を促進するとともに、国や県、他市町村、関係団体等を含めた幅広い連携を強化することが必要です。

第3章 各論

基本目標 1 男女平等と人権の尊重

(1) 現状と課題

男女共同参画社会は、あらゆる分野において、男女の人権が尊重され、多様な個性と能力が発揮できる社会です。しかし現状では、性別による差別的取扱いや人権を侵害する行為により、被害を受けた者の生活を脅かし、自立や能力発揮の妨げとなることがあります。

市民意識調査によると、男女ともに「配偶者等からの暴力など人権侵害を防止する」ことが非常に重要だと考える人が約6割となり、「男女が働きやすい職場づくり」に続く第2位の課題となっています。この結果を受け、本答申でも「性別による人権侵害の防止」を重点的に取り組むべき施策として位置づけました。

配偶者等からの暴力については、平成13年10月施行の「配偶者暴力防止法」の影響により、相談件数が増加する傾向にあります。市内においても、男性の2.3%、女性の11.3%がこれまでに配偶者等から暴力を受けた経験を持っており、中には命の危険を感じる程の暴力を受けた人もいます。今後も、平成16年12月の「配偶者暴力防止法」の改正を踏まえて、被害の潜在化の防止と被害者やその子どもの安全確保、心身の健康の回復、継続的な自立支援策の拡充を図る必要があります。

また、セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、ストーカー行為など性別による人権侵害行為は様々な分野で見られ、誰もが安心して生活できる環境の整備が急がれます。これらの行為に対し、「男女雇用機会均等法」によるセクシュアル・ハラスメントの防止、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」による加害者への処罰や被害者の援助など、法律に基づく取り組みが整備されてきてはいますが、より一層、被害者に対するきめ細やかな支援と防止啓発の徹底を図る必要があります。

そして、我が国の男女共同参画施策は、国際的な取り組みの成果を取り入れてきた経緯があることから、今後も、国際社会の動向や諸外国の取り組みを理解し、情報提供することが求められます。また、市内の在住・在勤外国人が増加する中で、外国人に対する人権侵害についても、支援策の拡充が課題となっています。

ストーカー行為：同一の者に対し、つきまといや行動の監視、面会や交際の強要などの行為をくり返し行う行為。

市民意識調査や統計資料より

図表は参考資料に掲載しています。

配偶者等からの暴力

- ・警察庁の統計によれば、平成 15 年中に検挙した配偶者（内縁関係含む）間における殺人、傷害、暴行は 1,718 件あり、そのうち 1,514 件（91.6%）は女性が被害者です。
- ・配偶者等から心身への暴力を受けたことがある人は、男性 2.3%、女性 11.3% となっています。〔図表 1-1〕
- ・「配偶者暴力防止法」施行（平成 13 年 10 月）後、相談件数は増加しています。〔図表 1-2〕
- ・暴力を受けた人のうち、家族や友人に相談する人が多く、約 5 割の人は誰にも相談していません。〔図表 1-3〕

セクシュアル・ハラスメント

- ・20・30 歳代の女性の被害が目立っています。〔図表 1-4〕
- ・「男女雇用機会均等法」による行政指導の約 9 割がセクシュアル・ハラスメント関連となっています。〔図表 1-5〕
- ・市内事業所のほとんどは、セクシュアル・ハラスメントについてある程度の知識を持っています。〔図表 1-6〕

性犯罪、犯罪

- ・警察庁の統計によれば、平成 15 年中における強姦の認知件数は 2,472 件となり、4 年連続で 2 千件を越えました。強制わいせつも 1 万 29 件にのぼり、千葉市でも、痴漢行為や強制わいせつなど性犯罪が増加傾向にあります。〔図表 1-7〕
- ・刑法犯認知件数が増加し、特に緑区の犯罪増加率が高くなっています。〔図表 1-8、1-9〕

千葉市の国際化

- ・千葉市の外国人登録人口は約 16,500 人おり、年々増加しています。〔図表 1-10〕

(2) 施策の方向性

1 配偶者等からの暴力の防止と被害への対応

重点

配偶者や元配偶者、恋人等から受ける暴力については、「配偶者暴力防止法」の施行後、この問題に対する認識は広まってきているようですが、まだ家庭内の問題として潜在化する傾向が残っています。今後もより多くの方が、被害の実態や法制度について認識を深められるよう、また暴力を許さない社会意識の醸成に向けて、広報・啓発に取り組む必要があります。

被害者に対しては、相談、一時保護、情報提供などの支援がより円滑に行えるよう、相談員への研修を充実させるとともに、関係機関との連携について、より一層強化する必要があります。さらに今後は、被害者の自立を継続的に支えるため、住宅支援やカウンセリングなど、一時保護以降の心身の回復や生活の安定に向けた施策を拡充することが求められています。

また、児童虐待の背景には配偶者等からの暴力がある、と言われおり、児童虐待と配偶者等からの暴力には密接な関係があると考えられます。被害者だけでなく、その子どもにも配慮した取り組みが必要です。その他、繰り返される暴力に歯止めをかけるために、加害者の更正に向けた調査研究を充実して欲しいと考えます。

(具体的な取り組み案)

- ・被害の実態や法制度の周知など、認識を深めるための施策の充実
- ・被害者の自立まで視野に入れた、被害者の安全確保と支援策の拡充
- ・被害者を支援する民間団体や、民間シェルターを含めた幅広い連携の検討
- ・加害者更正プログラムの調査研究

民間シェルター：民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。被害者の一時保護や相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対する様々な援助を行う。

2 セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応

重点

セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等、性別による人権侵害行為を防止するために、職場や地域、学校等における防止啓発や相談機会の拡充を図るとともに、犯罪を防止するための安全・安心な街づくりを進める必要があります。

そして、インターネットや携帯電話など、私たちが情報に触れるための媒体（メディア）は多種多様になり、便利になった一方で、犯罪に悪用されたり、犯罪を助長するといった批判も起きています。市民意識調査では、メディアの性・暴力表現に対し「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」と回答した人が6割を超えました。この結果を踏まえ、情報を受け取る側が情報を選択し、読み解く能力を身につけられるような取り組み（メディア・リテラシー）の充実に希望します。

（具体的な取り組み案）

- ・セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組みの拡充
- ・性犯罪等の被害の防止と安全・安心なまちづくりの推進
- ・千葉県男女共同参画苦情処理委員制度の周知
- ・情報を主体的に読み解く力を身につけるための、学習機会や情報の提供

3 国際的な視点に立った交流と連携の推進

男女共同参画に関する諸外国の状況や取り組みの成果について情報収集や提供を行い、雇用の別による間接差別の是正や、外国人女性のトラフィッキングへの対応など、日本の取り組みが遅れている分野について、市民や事業者の理解を深めるとともに、先進的な取り組みを施策に反映することが大切です。

また、在住・在勤外国人の人権が尊重され、安心して暮らせるよう、相互理解を深めることが必要です。そのため、相談や情報提供の充実、学校や地域社会等における国際理解教育など、より一層の国際交流の推進を望みます。

（具体的な取り組み案）

- ・外国人女性のトラフィッキングなど、外国人に対する人権侵害の実態や法制度に関する情報提供、相談事業の充実
- ・男女共同参画に関する国際的動向の理解と取り組み成果の活用

トラフィッキング：他人を売春させて搾取することや強制的な労働をさせることなどを目的として、暴力や脅迫、誘拐、詐欺、弱い立場の悪用などの手段を用いて人を採用・運搬・移送するなどの行為。

基本目標 2 政策決定の過程における男女共同参画の推進

(1) 現状と課題

千葉市の政策決定過程に男女の意見が十分に反映されることは、市の施策に男女共同参画の視点を取り入れることにつながり、男女共同参画社会の形成に大変重要な意味を持ちます。

市民意識調査では、方針決定の場に男女が半々になることを望む人が約 6 割に上りますが、千葉市の政策決定過程に参画する女性は非常に少ないのが現状です。他の政令指定都市と比べて、附属機関等委員の女性割合や、市の管理職（本庁課長相当職）の女性割合が低い水準にとどまっており、“附属機関等委員の女性割合を平成 22 年度に 30%にする”という「ハーモニープラン 21」で掲げた目標の早期達成と、女性職員の職域拡大や登用の促進が課題となっています。

また、事業所や各種団体等、様々な分野で男女の能力の活用を推進し、男女ともに仕事と家庭生活等の調和のとれた生活を送るために、千葉市が模範となるような先導的取り組みが効果的ではないかと考えます。今後は、全庁的な推進体制の強化に加えて、男女共同参画に関する施策を市民や事業者にわかりやすく伝えることや、市職員の両立支援を促進するなど、千葉市の積極的な姿勢を望みます。

このような取り組みを確実なものとし、より一層の取り組みを推進するため、千葉市の男女共同参画推進状況を継続的に把握し、施策の適切な評価と公表を行うことを求めます。

市民意識調査と統計資料より

図表は参考資料に掲載しています。

附属機関等委員や市管理職の女性割合

- ・政策決定の場において、男女半々になってほしいと考えている人が約 6 割います。〔図表 2-1〕
- ・他の政令指定都市と比べて、市議会議員の女性割合は高い一方〔図表 2-2〕、附属機関等委員や市管理職の女性割合は低くなっています。〔図表 2-3、2-4〕

(2) 施策の方向性

1 市や附属機関等の方針決定過程における男女の参画促進

千葉市や附属機関等における男女の政策決定過程への参画を促進するために、市職員の意識改革が必要です。そのため、職員に対する研修や、情報提供を充実させる必要があります。

新しい基本計画では、当面の目標として、附属機関等における女性委員の割合を平成 22 年度までに 30% とし、早期達成を目指すべきと考えます。さらに平成 22 年度を待たずに 30% に達した場合は、その時点で計画の最終年度に向けた新たな数値目標を設定するものとします。

(具体的な取り組み案)

- ・職員に対する意識啓発や研修の充実
- ・附属機関等委員の女性割合 30% の早期達成
- ・女性委員のいない附属機関等の早期解消
- ・市女性管理職に関する数値目標の設定

2 男女共同参画を推進する体制の強化

千葉市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れるよう、全庁的な推進体制を強化する必要があります。

また、市、市民、事業者の協働を促進するため、千葉市の施策を積極的に周知して市民や事業者の理解を深めるとともに、市自らが模範となり、女性職員の積極的登用や家庭生活等と両立しやすい職場づくり - 特に男性職員の育児休暇取得の促進 - を進めることで、市民や事業者の取り組みを促進することが重要です。

そして、男女共同参画の推進状況や先進事例等を把握するために、統計資料の充実や調査研究を行い、これらの結果を施策に反映することが大切と言えます。

(具体的な取り組み案)

- ・市男性職員の育児休業取得の促進
- ・男女共同参画に関する調査研究の充実

基本目標 3 教育の分野における男女共同参画の推進

(1) 現状と課題

男女共同参画社会の形成には、一人ひとりが共同参画意識を持ち、多様な個性と能力を尊重しあうことが不可欠です。

そのため、教育や学習を通じて、このような意識を社会全体に浸透させることが課題となっていますが、学校教育を除けば、男女共同参画について話し合う場や学ぶ機会が少ないのが現状です。

そこで、様々な場所や時間帯で学習機会を提供できるよう、男女共同参画に関する各種媒体による広報・啓発や、女性センターや公民館等における講座の拡充が必要だと言えます。特に千葉市女性センターでは、千葉市の男女共同参画の推進拠点として、研修や学習、情報提供の機能を強化し、市民や事業者の男女共同参画への関心を高める役割を今後も果たすことを期待しています。さらに、このような取り組みが特定の人や場所にとどまらず、広がっていくよう、家庭や学校、地域の交流や連携を促進する施策を望みます。

また、市民意識調査では、「男女共同参画社会の形成のために学校教育の分野で大切なこと」について尋ねたところ、「性別にかかわらず、個性や能力に応じた進路指導」と回答した人が7割近くに上り、第一位となりましたが、現状では今もなお進学や進路について男女で偏りがみられます。性別にかかわらず、それぞれの個性や能力を發揮できるような、進路指導や就職指導の充実が課題となっています。

市民意識調査や統計資料より

図表は参考資料に掲載しています。

学校教育や進路

- ・「男女共同参画社会の形成のために学校教育の分野で大切なこと」については、「性別にかかわらず、個性や能力に応じた進路指導」、「性の尊重や育児の大切さに関する教育」、「家庭生活に必要な実技教育」と回答した人が5割を超えています。〔図表 3-1〕
- ・男女の進学や専攻分野には偏りがあり、息子や娘に期待する学歴や育て方にも差がみられます。〔図表 3-2、3-3〕

男女共同参画への関心

- ・30・40歳代では男女共同参画への関心が低く、50歳以上では関心はあるものの話し合う場が少ない状況にあります。〔図表 3-4、3-5〕

生涯学習

- ・千葉市が行う生涯学習にぜひ参加したい人が2割弱、できるだけ参加したい人を合わせると7割弱います。〔図表 3-6〕

(2) 施策の方向性

1 男女の個性と能力を伸ばす学校教育の推進

一人ひとりが自立し、自らの意思で多様な生き方を選択することができ、その選択を尊重しあえるよう、人権尊重・男女平等教育を引き続き積極的に推進する必要があります。また、教育方法や進路指導などにおいては、性別役割を固定的に捉えるのではなく、子どもが持つ多様な個性と能力が尊重されることが大切です。

また、教育関係者への情報提供や研修を充実することで、意識啓発と教育内容の拡充を図るとともに、子どもの教育や成長過程における家庭や地域の積極的な参画を支援することが必要です。

(具体的な取り組み案)

- ・学校における男女平等教育の推進と人権の尊重
- ・教育関係者の男女共同参画意識の醸成と研修の充実
- ・学校、家庭、地域の連携の促進

2 家庭や地域における学習機会の充実

広報活動や情報収集・提供を通じて、男女共同参画に関する市民や事業者の関心を高めるとともに、関連する法制度や施策に対する理解を促進する必要があります。

また、千葉市の男女共同参画の推進拠点である千葉市女性センターの機能を十分に発揮するために、施設の認知度を高め、より多くの市民の利用を促進する取り組みが求められます。

そして、能力の発揮を促進するための知識習得の場として、男女が年齢に関係なく学ぶことができ、幅広いニーズに対応した生涯学習の機会を拡充することが必要です。

(具体的な取り組み案)

- ・男女共同参画に関する多様な学習機会の提供の拡充
- ・あらゆる機会や手段を通じた、男女共同参画に関する広報・啓発の推進
- ・男女共同参画週間の実施
- ・千葉市女性センターの拠点施設としての機能発揮

基本目標 4 雇用の分野における男女共同参画の推進

(1) 現状と課題

就業は、人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会の形成にとって非常に重要な分野です。市民意識調査をみても、「男女が働きやすい職場づくりを進める」ことが非常に重要であるとする人が約 6 割となり、最も高い支持を得ました。この結果を受け、本答申でも「男女ともに働きやすい職場づくり」を重点的に取り組むべき施策として位置づけるものです。

また、雇用の分野において男女ともに均等な機会が与えられ、能力を十分に発揮できる環境を整備するために、賃金については「労働基準法」により、それ以外の労働条件や雇入れについては「男女雇用機会均等法」により、性別による差別が禁止されています。

しかし現状では、昇進や昇格、仕事内容、雇用区分、教育訓練などについて性別による不当な格差がみられたり、さらに家事や育児などの責任の多くを女性が担っていることで出産・育児後の就業継続や再就職を困難にしています。千葉市の女性労働力率（人口に占める就業者と完全失業者の割合）をみると、主に出産・育児期にあたる 30 歳代前半を底とする M 字曲線を描いており、これは全国平均と比べても低い水準にあります。また、職場の方針決定過程については、企業の係長相当職に占める女性割合が 1 割に満たないなど、男女の参画が十分に進んでいるとは言えません。

そして近年、女性や若者を中心に、パートタイム労働者や派遣労働者、フリーターといった働き方が急増しています。これらは、自分の都合のよい時間に働けるなど柔軟な就業形態として活用されてきましたが、他方、正規従業員と比べて雇用が不安定であること、不当な待遇格差が一部で見られること、能力開発の機会が不足していることなどが問題となっています。他にも、ニートと呼ばれるような、働かず教育も訓練も受けていない若者の増加も、大きな社会問題として注目を集めています。

そこで、職場における男女の機会均等を推進するとともに、多様なライフスタイルに合わせた就業環境の整備と非正規従業員の労働条件の改善、性別による格差を積極的に是正する取り組み（ポジティブ・アクション）の促進、職業能力を開発・向上する機会の拡充を図ることが課題となっています。

その他、長時間の残業を伴う労働環境は、正規従業員の減少とそれに伴う非正規従業員の増加により、改善の兆しがみられません。そのため、家庭生活や地域活動等にもより多く参画できるような、ゆとりある労働環境の整備が必要と言えます。

フリーター：15～34 歳で、アルバイト又はパートタイム労働者として短期的に働く者（家事や通学をする者を除く）。

市民意識調査や統計資料より

図表は参考資料に掲載しています。

性別による格差

- ・管理職に占める女性割合は増加傾向にありますが、依然として低い水準にとどまっています。〔図表 4-1〕
- ・一般男性の賃金を 100 としたとき、女性の賃金は約 7 割の水準にあり、性別による賃金格差が存在しています。〔図表 4-2〕
- ・パートタイム労働者や派遣労働者などの非正規従業員が急増している。特に女性にこの傾向が強くみられます。〔図表 4-3〕そのため男女の給与所得には大きな差があり、女性の 6 割以上が 300 万円以下の所得となっています。

女性労働力率

- ・女性労働力率が全国と比べて低く、30 歳代前半を底とする M 字曲線を描いています。その背景として、結婚や育児で退職後、再就職する働き方が女性に望ましいと考える人が全国と比べて多いことが挙げられます。〔図表 4-4、4-5〕

多様で柔軟な労働環境

- ・再雇用制度を推進してほしいと考える人が約 6 割、柔軟な労働条件を導入してほしいと考える人が約 5 割います。〔図表 4-6〕

管理職の女性職員に対する見方

- ・「現状では、役職に就くことのできる経験や能力を備えた女性が少ない」と考えている管理職は 4 割となっています。〔図表 4-7〕

労働時間

- ・年間総実労働時間は減少傾向にありますが、所定外労働時間の水準は高く、年次有給休暇の取得率は減少しています。〔図表 4-8、4-9〕

(2) 施策の方向性

1 職場における男女の機会均等

重点

雇用や登用、仕事内容などにおける男女の機会均等と、パートタイム労働者や派遣労働者などの労働条件の改善に向けて、「男女雇用機会均等法」など関連する法制度の普及啓発を図るとともに、労働条件に関する調査研究や労働相談を行うことが大切です。

(具体的な取り組み案)

- ・ 企業等における男女の機会均等の推進
- ・ パートタイム労働者や派遣労働者等の労働条件の改善に向けた支援
- ・ 労働に関する法制度の理解促進
- ・ 男女共同参画社会の形成に著しく貢献し、積極的に取り組んだ事業者の表彰

2 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備 重点

育児等で退職した後の再就職や在宅勤務など、ライフスタイルに合わせた多様な就業形態の普及啓発を図り、さらに、性別や年齢、障害等にかかわらず就業機会の確保を支援する必要があります。

(具体的な取り組み案)

- ・ 一人ひとりのライフスタイルに合わせた多様な就業形態の普及促進
- ・ 就業を望む市民に対する就職・再就職の支援

3 男女の職業能力の開発と向上

働き方や資格など労働全般に関する講座や、就職や転職、資格取得など仕事に関する悩みを解決するための相談事業を通じて、自ら就業に対する将来像を明確にするとともに、その実現に向けた職業能力の開発と向上を支援することが大切です。

特に、管理職など方針決定の場では女性の割合が低いことから、経験や高い能力を備えた人材の育成が重要と言えます。

(具体的な取り組み案)

- ・ 就業に対する意識啓発の推進と、能力の開発や向上に向けた支援

4 ゆとりある働き方の促進

労働時間短縮など就業条件の改善に向けた啓発を行うことで、仕事と余暇の調和のとれた生活の実現を図る必要があります。

(具体的な取り組み案)

- ・ 労働時間の短縮に向けた普及啓発と休暇取得の促進

基本目標 5 自営の商工業や農林水産業の分野における 男女共同参画の推進

(1) 現状と課題

商工業や農林水産業、サービス業など業種や規模、開業形態を問わず、自ら経営を行うことは、日本の経済を支え活性化させる上で重要な役割を果たしています。

しかし、事業所の廃業率が開業率を上回る状況や、被雇用者と比べた自営業主の所得水準の低下、自営業主や農林業従事者の高齢化の進展、企業間の競争の激化等により、そこで働く自営業主や家族従業者の労働環境は、依然として厳しい状況に置かれていると考えられます。そのため、まずは自営業主や家族従業者の労働の実態を把握した上で、労働条件の向上に努める必要があります。

家族従業者である女性は、これまでの慣習や重い家事・育児の負担により、経営に参画しにくい背景があるようですが、農業分野では得意な技術や独自の発想をいかして起業する女性が増えてきています。今後もこのような動きを促進するような施策を実施するとともに、この分野で共同参画意識が浸透するような施策を望みます。

また、年齢に関係なく就業できる手段として、さらには自己実現の手段として、起業を選択する人が増えています。特に女性社長は、数は少ないものの、近年増加傾向がみられます。しかし、起業に際して、経営全般の知識不足や資金調達等が障害になることが多く、男女ともに起業しやすい環境を整備することが必要です。

市民意識調査や統計資料より 図表は参考資料に掲載しています。

自営商工業と農林水産業の分野における経営への参画

- ・報酬をもらっていない女性が、農業分野・商業分野では5割程度に達しています。〔図表 5-1、5-2〕
- ・女性農業者の約4割が、家事等の負担が大きく、経営に参画する余裕がないと感じています。〔図表 5-3〕
- ・農業生産や生活に関わる会合に男性が参加する割合は約7割となっています。〔図表 5-4〕
- ・現状では、自営商工業の家族従業者について、十分な実態把握が行われていません。

女性の起業

- ・女性社長数が増加傾向にあります。〔図表 5-5〕
- ・女性起業家は、主に経営全般に対する知識やノウハウ不足、自己資金不足に悩んでいます。〔図表 5-6〕
- ・起業の動機は、男性の場合、「自分の裁量で仕事をしたい」が 46%と最も多くなっています。また、女性の場合、「年齢に関係なく働きたい」という動機が顕著となっています。〔図表 5-7〕

(2) 施策の方向性

1 自営の商工業や農林水産業等に従事する男女の協働の確立

自営業主や家族従業者である男女が、協力して経営や生産活動にかかわることができ、子育てや介護等と両立しやすい労働環境を整備するため、共同参画意識の醸成や情報提供、研修を行う必要があります。

また、自営商工業や農林水産業の労働環境については、調査研究が十分なされていないことから、現状把握と施策の検討のための調査研究を期待しています。

(具体的な取り組み案)

- ・女性の経営参画の促進
- ・労働環境の把握と労働条件を向上させるための支援

2 起業に対する支援

起業は、大きな責任を伴うものですが、性別や年齢等にかかわらず、自分の発想や能力、経験を活かすことができるとともに、育児や定年後の再就業の選択肢として捉えることができます。また、消費者ニーズの多様化や情報技術の進展、規制緩和の推進などにより、小規模での開業が可能になっています。

そこで、男女ともに起業しやすい環境の整備を促進し、経営等に関する情報の提供や研修、相談を行うことが必要です。

(具体的な取り組み案)

- ・男女の起業を促進するための情報提供や研修の開催、相談体制の充実

基本目標 6 家庭生活と職場や地域の活動等を円滑に行えるような支援

(1) 現状と課題

家庭生活には、家事や育児、介護などの役割があり、これらは家族の一員として男女がともに協力しあって取り組むべきものです。また地域活動では、地域固有の魅力をもったまちづくりを行うために、男女の積極的な参画が欠かせません。

しかし、家事や育児等の役割は、女性がその多くを担っており、これは共働き家庭でも夫のみ就業する家庭でも大きな違いはみられません。このことは、女性の就業継続や職業能力の発揮の妨げとなりやすく、女性の生涯賃金の低下を招いています。また、専業主婦である女性にとっても、育児に対する不安や孤立感が強く、家族や地域の支援が重要となっています。他方、育児期にあたる男性の多くは、企業の重要な戦力に当たる30～40歳であることから、長時間労働や深夜帰宅のために、育児に十分に関われないのが現状です。

男性の家事や育児への参画を促すため、男性の育児・介護休業取得を促進する取り組みをはじめ、柔軟かつ多様な働き方を可能にする取り組みを進めるとともに、男女がともに家庭的責任を担う意識の醸成を図る必要があります。さらに、育児や介護などを支援する多様なサービスを拡充することで、家族にかかる負担を軽減することが課題となっています。

また、職場では、家庭生活や地域活動等と仕事との両立を支援する事業所が増えてきていますが、育児介護休業の対象者に占める取得率をみると、女性が約6割、男性が1%未満に過ぎず、利用しやすい環境にあるとは言えません。折しも、平成16年4月施行の「次世代育成支援対策推進法」では、仕事と家庭生活の両立を支援し、子育てしやすい職場環境を整備するために、従業員数301人以上の企業に対して行動計画の策定と目標設定を義務付けています（それ以下の企業は努力義務）。そのため、千葉県では、企業の主体的な取り組みを支援し、働く人すべてが「やりがいのある仕事」と「充実した私生活」の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するような機運を盛り上げるための取り組みが必要と言えます。

ひとり親家庭については、特に母子家庭の経済的な不安が大きく、乳幼児を育てる家庭も増えていることから、住宅や就業、育児など生活安定や自立に向けた支援の拡充が求められています。

市民意識調査や統計資料より

図表は参考資料に掲載しています。

家庭生活での役割

- ・妻の就業状況に関係なく夫の家事・育児時間は短くなっています。〔図表 6-1〕
- ・千葉市 20 歳以上の男性に対する意識調査では、理想とするライフスタイルは「バランスよく両立」が一位となっています。また、生きる上で大切なことについては「家庭」が一位となっており、仕事重視の男性は多数派ではありません。〔図表 6-2、6-3〕
- ・食事、掃除洗濯、育児について、「主に妻」が行なうと回答した人が 8 割を超え、介護について「主に妻」が行うと回答した人は 5 割を超えています。〔図表 6-4〕
- ・夫婦の働き方について「性別にかかわらず、働いて家計を支える責任がある」と考える人が最も多く、特に女性に多くみられます。〔図表 6-5〕

地域活動

- ・仕事が忙しいために、地域活動に参加しづらいと考えている人が最も多くなっています。〔図表 6-6〕
- ・町内会などの地域活動には、「主に妻」と回答した人が 5 割程度となっています。〔図表 6-4〕

家庭生活と仕事の両立

- ・育児休業や介護休業をとりやすい環境づくりが大切と感じる人が約 7 割いる一方で〔図表 4-6〕、休暇をとりにくいと感じる雇用者が約 5 割に達します。〔図表 6-7〕
- ・厚生労働省「21 世紀出生児縦断調査」(平成 13 年度)によると、第 1 子の出産を機に約 7 割の母親が退職していることが分かります。また、同省「女性雇用管理基本調査」(平成 14 年度)によると、育児休業取得者の割合が女性は 64.0%、男性は 0.33%となっています。〔図表 6-8〕
- ・20 歳代では、両立に対し不安を感じる人が多くみられます。〔図表 6-9〕

理想の子ども数

- ・20 歳代、30 歳代が理想とする子ども数は「2 人」が最も多い一方、今後の出産希望人数は「0 人」が最も多くなっています。〔図表 6-10〕

ひとり親家庭

- ・6 歳未満親族のいるひとり親家庭が増加傾向にあります。〔図表 6-11〕
- ・母子家庭の平均所得は 209 万円、中央値は 160 万円と低水準にあります。〔図表 6-12〕

(2) 施策の方向性

1 男女がともに担う家庭生活づくり

我が国では、国際的にみても、男性が家事や育児にかかわる時間が非常に少ない現状にあります。そのため、女性の社会参画の障害となるだけでなく、男性が育児に十分参画できないことへの不満につながっています。

そこで、家庭生活において男女が協力して家事や育児、介護を行うことができるよう、特に男性の意識を啓発するとともに、子育てや介護に必要な知識や技能を習得するための教育や学習の機会を提供する必要があります。

また、育児や介護を地域で支えるために、保育所の整備など施設・サービスの拡充や、関係団体のネットワークの充実、心理的・経済的負担の軽減などの支援が必要です。

(具体的な取り組み案)

- ・男女ともに家庭生活を担う意識の醸成
- ・多様なニーズに対応した、子育てや介護サービスの拡充

2 男女がともに担う地域社会づくり

市民の手で魅力あるまちづくりを行うためには、男女ともに、地域社会との深い関わりを持つことが不可欠です。そこで、住民どうしの交流や地域活動への参画を促進するために、地域社会に関する情報の提供や活動に参加する機会の拡充を図ることが大切です。

また、町内自治会等の地域の方針決定過程においては、男女ともに対等な立場で参画できることが大切であり、啓発を行うことが期待されます。

(具体的な取り組み案)

- ・地域活動への市民参画の推進

3 仕事と家庭生活等の両立を支援する職場づくり 重点

家庭生活や地域活動などと両立しやすい職場環境をつくるために、企業や団体では、育児休業や介護休業などの制度を導入しています。しかし、これらの制度を就業規則で定めていない企業が依然としてみられると同時に、制度があっても利用しやすいとは限らないのが現状です。

そのため、企業や団体に対し、仕事と家庭生活等の調和のとれた生活の重要性を啓発することや、企業内保育所への助成などの取り組みを通じて、関連する制度の普及とその利用促進を支援することが必要です。また、男性の育児休業取得など男性に対する働きかけを強化するとともに、積極的な取り組みを行う企業や団体を表彰して事例を紹介することが重要です。

(具体的な取り組み案)

- ・男女ともに家庭生活と仕事を両立できる職場となるための支援
- ・男女共同参画社会の形成に著しく貢献し、積極的に取り組んだ事業者の表彰〔再掲〕

4 援護を必要とする家庭への支援 重点

ひとり親家庭については、主に母子家庭では経済的な自立や就労継続、父子家庭では育児と仕事との両立が課題となっています。

そのため、ひとり親家庭など援護を必要とする家庭に対し、生活の安定と自立を支援するために、相談事業を通じた助言や、住宅、就労、経済的支援など幅広い取り組みを行う必要があります。

特に今後は、母子家庭の就労を促進し、経済的基盤の確立を通じた自立支援を行うことが、非常に重要であると言えます。

(具体的な取り組み案)

- ・ひとり親家庭等の生活安定と自立支援

基本目標 7 男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援

(1) 現状と課題

男女共同参画を推進する民間団体とは、NPOなどに限定されるものではなく、男女共同参画社会の形成を目的とし、あるいは、結果的に男女共同参画社会の形成に資する何らかの活動を行っている団体やこれからそのような活動を始めようとしている団体も含まれます。

近年、自治体からNPOへの事業委託が進むなど、行政と民間団体、地域住民との連携の事例がよくみられます。計画を推進する上でも、市民や事業者など様々な主体との「協働と連携」に留意すべきであり、千葉市と男女共同参画を推進する民間団体が緊密に連携し、様々な事業をともに展開することが大切と言えます。

民間団体に期待される役割としては、情報や学習機会の提供、人権侵害を受けた被害者の支援など様々な取り組みが想定され、市民と行政の接点にもなっています。また、これらの民間団体の活動の多くが女性に担われている現状を考えると、女性の能力発揮の場として活動を位置づけることも可能です。

そこで、市民主体の男女共同参画の取り組みを推進するために、民間団体の活動に対する支援や人材の育成を行い、市民や事業者、市、関係機関等を含めた広範な交流を促進することが求められています。

市民意識調査や統計資料より 図表は参考資料に掲載しています。

民間団体の運営

- ・市民活動団体の約4割が、女性だけか又はほとんど女性のスタッフで運営されています。〔図表 7-1〕
- ・民間団体に対し、生涯学習の場や男女共同参画に関する情報提供の役割が期待できます。〔図表 7-2〕

民間団体の課題

- ・NPO や任意団体等は、市町村に対し資金援助や広報普及活動、活動場所の提供を期待しています。〔図表 7-3〕
- ・民間団体の多くはメンバーの固定化や高齢化に悩んでいます。〔図表 7-4〕

民間団体との連携

- ・自治体によるNPOへの事業委託が進んでおり、市区町村の約5割が委託経験を持っています。〔図表 7-5〕

(2) 施策の方向性

1 男女共同参画を推進する民間団体への支援

男女共同参画を推進する民間団体に対し、活動に必要となる情報の提供や助言、活動場所の提供などを通じて、活動そのものの育成支援を行う必要があります。

また、研修機会の拡充により、活動の中核を担う人材の能力向上を図る必要があります。

(具体的な取り組み案)

- ・男女共同参画を推進する団体の活動支援や人材育成

2 男女共同参画を推進する民間団体の交流と連携の推進

民間団体の相互交流や市、事業者、関係機関等との連携を促進するために、千葉市では、民間団体の活動内容の周知や積極的な情報交換、事業委託、民間団体のネットワーク化など、具体的な支援と協働のあり方を検討する必要があります。

また、拠点施設である千葉市女性センターを、人や団体の交流の場と位置づけ、コーディネートする機能を強化することが期待されます。

さらに、民間団体のメンバーの固定化が進んでいることから、より多くの市民が参加できるきっかけを提供し、男女共同参画を推進する人材の裾野を広げることが大切です。

(具体的な取り組み案)

- ・拠点施設における市、市民、事業者との協働を進めるための、コーディネート機能の強化

基本目標 8 生涯にわたる心身の健康と性に関する理解への支援

(1) 現状と課題

男女が、性と健康について十分に理解し、互いを思いやり、妊娠や出産その他健康に対して自らの意思が尊重されることは、生涯にわたる心身の健康の維持・増進に寄与するものであり、すべての人の願いです。そのため、性と健康に関する正しい知識の習得と相談体制の強化、地域医療の充実等の取り組みが必要となっています。

最近では、女性専用外来を設ける病院が増えてきましたが、これは様々な病気の原因や治療法が男女によって異なることがわかってきたこと、また過去においては男性を対象にした研究成果を女性に適用する傾向があったため、女性に対する医療を見直すようになったことを受けています。千葉市では、平成 16 年 10 月に市立青葉病院の女性専用外来を開設し、現在、多くの市民に利用されています。

また、少子化が大きな社会問題となっている一方で、中絶される命も後を絶ちません。特に若年層の妊娠中絶や性感染症が増加している現状には、強い危機感を覚えます。性に関する情報が氾濫する中、興味ばかりがかきたてられ、かけがえのない心身の健康や新しい命が軽んじられているように感じます。命の尊さやパートナーに対する思いやり、自分自身の健康を重んじ、大切にすることを醸成するため、また性に関する正しい知識を習得するための性教育や広報・啓発が必要です。

さらに、我が国では高齢化が急速に進展していますが、千葉市でも人口の高齢化やそれに伴う障害者の増加がみられます。年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人の意欲と能力が認められ、いきいきと暮らすことができるよう、高齢者や障害者の自立と社会参加を支援する必要があります。

市民意識調査や統計資料より

図表は参考資料に掲載しています。

性や健康についての理解

- ・互いの性や健康について理解するためには、話し合いが大切だと考える人が最も多くなっています。〔図表 8-1〕

精神面での健康

- ・自殺者が増加傾向にあり、特に男性が多くなっています。〔図表 8-2〕
- ・ストレスを感じる人が多くみられます。〔図表 8-3〕

性感染症や妊娠中絶

- ・ HIV 感染者数が過去最高になっています。〔図表 8-4〕
- ・ 若年層の人工妊娠中絶件数が増加傾向にあります。〔図表 8-5〕

育児不安

- ・ 育児にいいようのない不安を感じている母親は 1～2 割おり、全国と比べて、心身の不調を訴える人も多くみられます。〔図表 8-6、8-7〕

性差を考慮した医療

- ・ 若い人を中心に、性差に配慮した医療の必要性を感じる人が多くいます。〔図表 8-8〕
- ・ 更年期や性に由来する病気に関する情報を求める人が多く、不安を感じている人も更年期に対し約 3 割、性に由来する病気に対し約 2 割います。〔図表 8-9、8-10〕

高齢者や障害者

- ・ 少子高齢化が進展しています。〔図表 8-11〕
- ・ 高齢化が進む中で、女性を中心とした 65 歳以上の高齢単身者数が増加するとともに、要介護又は要支援認定者が増加しています。〔図表 8-12、8-13〕
- ・ 身体障害者手帳交付台帳登載数が増加しています。〔図表 8-14〕

(2) 施策の方向性

1 性や健康への理解の促進と健康づくり

男女が生涯にわたる心身の健康を維持するために、性や健康に関する正しい知識の普及に努め、日々の健康づくりを支援する必要があります。特に、若年層で増加傾向にある妊娠中絶や性感染症を予防するために、家庭や学校、地域社会などにおける性教育や生命を尊重する意識の醸成は、重要な取り組みと言えます。

また近年、自殺者の急増やストレスを感じる人が増えていることから、相談事業などを通じて、こころの健康づくりを支援することが必要です。

(具体的な取り組み案)

- ・ 性や健康に関する正しい情報の提供や学習機会の拡充
- ・ 心身の健康維持に関する相談と支援

2 妊娠・出産期の父母への支援と乳幼児の発育支援

医療の発展に伴い、安心して妊娠・出産できる環境が整備されてきました。しかし、核家族化の進行とともに、多くの人が乳幼児に触れる機会が減り、妊娠・出産期における父母の不安は大きなものとなっています。

そのため、妊娠から出産、乳幼児期に至るまでの父母の心理的・経済的な負担の軽減や安全な出産の実現、乳幼児の健やかな成長を支援するために、健康診査や相談、保健指導の充実、出産等に係る費用の補助など、各種支援を行う必要があります。

(具体的な取り組み案)

- ・妊娠と出産に関する健康管理と医療・相談体制の充実

3 生涯にわたる健康を支援する医療の充実

近年、男女の身体の構造の違いに配慮した医療が注目され、特に女性専用外来に対するニーズが高まっています。また、男女が生涯にわたる健康を維持するためには、幼年期から少年少女期、青年期、壮年期、中年期、高齢期に至るまで、それぞれの時期に応じた健康支援が必要であり、医療体制の強化や健康管理の仕組みが求められています。

そのため、2つの市立病院や各保健医療施設を中心に、性別や年代に配慮した医療の充実を図ることが大切です。

(具体的な取り組み案)

- ・性差や年代に応じたきめ細やかな医療の充実

4 高齢者や障害者の自立支援と社会参加

年齢や障害に関係なく、誰もが社会の一員として、個性や能力を発揮することのできる環境は、男女が生涯にわたり自分らしさを持ち、いきいきとした生活を送る上で非常に重要です。

そのため、介護や病気の予防、介護を必要とする人に対する日常生活の支援や障害にかかる負担の軽減、就業や地域活動など社会に参画する機会の拡充などに取り組む必要があります。

(具体的な取り組み案)

- ・高齢者や障害者の自立を支援する社会的基盤の整備・充実
- ・高齢者や障害者の社会参加を支援する、交流事業や相談事業の充実